令和8年度第1回防災会議　資料6

つづくを、つなぐ。

柏市災害時受援計画改定案について

10/22　令和8年度第1回防災会議

危機管理部

柏市
KASHIWA CITY

つづくを、つなぐ。

本日の説明事項

① 受援計画について

② 受援計画の主な記載事項

③ 本市における受援計画の策定状況と改定経緯

④ 計画改定のポイント

- 計画の構成変更
- 災害対策本部の見直しに応じた受援体制の変更
- 受援対象業務の見直し

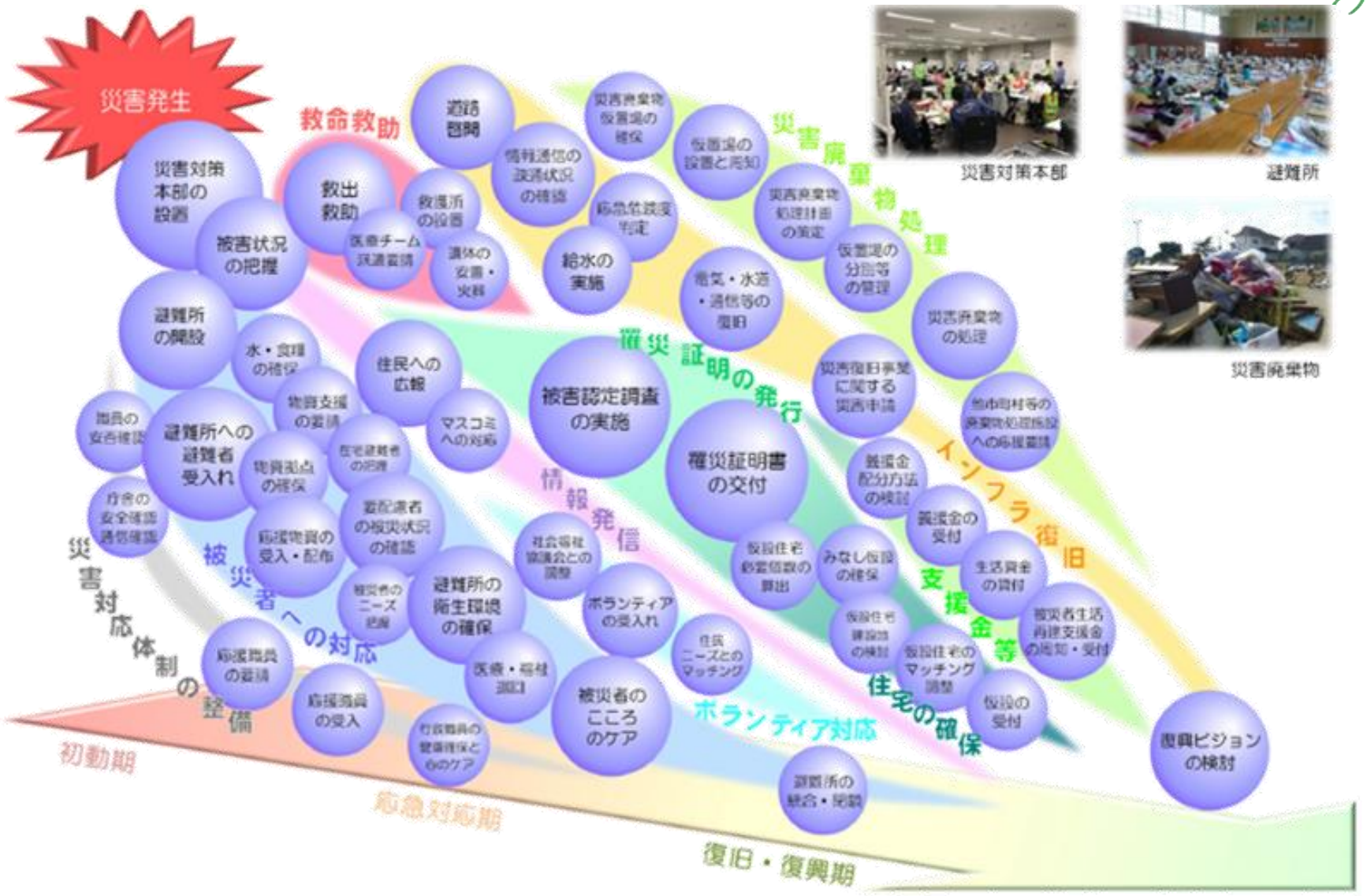
⑤ 今後のスケジュール

① 受援計画について

つづくを、つなぐ。

災害発生による自治体業務への影響

- 特に地震等の災害時には突発的かつ同時並行的に，多数かつ重要な判断を必要とする災害対応時業務が発生する。
- 初動期においては参集状況等によっては，限られた人員の中で，突発的業務に対応する必要がある。
- また，応急対応期移行においては，災害時でも止めることのできない通常業務と並行して，災害対応業務に当たる必要がある。



≪内閣府資料『市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き』から引用≫

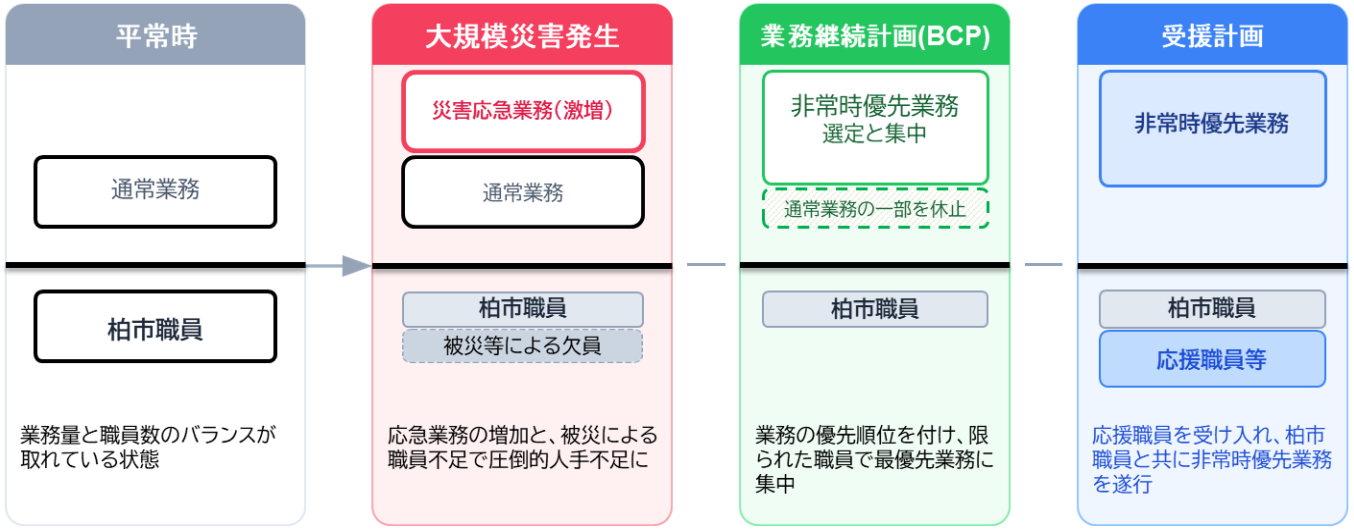
① 受援計画について

受援計画の役割

- 短期間に膨大な災害対応業務に対応するためには、外部からの応援が不可欠となる。そのため、応援職員等を迅速、的確に受け入れ、情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備しておく必要がある。
- 受援計画は、大規模災害時に国、他の地方公共団体、民間事業者、ボランティア等からの支援（人員・物資）をスムーズに現場へ配分・活用するための具体的な運用マニュアルとして重要な役割を果たす。

≪受援計画の位置づけ≫

大規模災害発生時、国・他自治体・民間企業・ボランティア等からの多様な支援を円滑に受け入れ、人的・物的資源を「非常時優先業務」へ効果的に配置することで、「柏市業務継続計画」の実効性を担保し、市民生活への影響を最小限に抑える（業務継続計画を補完する役割）。



② 受援計画の主な記載事項

計画に盛り込まれるべき4つの主要な柱

受援体制の構築

受援を統括する「受援班」の設置基準、指揮命令権限および情報共有手順の明確化

人的受援（要請・配置）

避難所運営、罹災証明発行など受援が必要な業務の事前特定と要請様式の標準化

物的受援（物流構築）

物資拠点の指定・運営、搬送・在庫管理および避難所等への配送（ラストワンマイル）の確保

応援受入ための環境整備

応援職員の宿泊場所・食事・移動手段・執務用通信端末等の受入環境整備

③ 本市における受援計画の策定状況と改定経緯

国

平成28年4月　熊本地震

運用方法・役割分担が不明確な中での多くの応援受入による混乱をきたした

平成29年3月
地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドラインの策定

自治体における応援の受入れを想定した体制整備の推進をするために策定

令和2年3月
市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引きの策定

自治体における受援計画策定の推進するために策定

令和7年4月
市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引きの改訂

令和6年能登半島地震の教訓などを追加し，より実効性のある手引きに改訂

手引きを反映し策定

柏市

令和3年6月　災害時受援計画を策定

受援体制を整備

令和6年8月　業務継続計画を改訂

災害時優先業務を再整理

令和8年度末　地域防災計画等の改定

職員アクションプランを作成し，災害対応のための業務，対策項目を再整理

国の受援計画策定の手引きの改訂及び柏市地域防災計画の改定内容を踏まえた，
柏市災害時受援計画の改定

④ 計画改定のポイント

☑ 計画の構成変更

- 受援シートを計画の別冊として整理することで、最新の状態に常に更新可能とする変更

☑ 災害対策本部の見直しに応じた受援体制の変更

- 市の本部体制の見直しに応じて受援体制を整備する変更

☑ 受援対象業務の見直し

- 平時には，柔軟に受援対象業務を見直すことができ，かつ，災害時には，災害の規模，被害の状況に応じて柔軟に受援業務を検討できるように変更
- 受援シートは「職員アクションプラン」との連動性を確保し，市の災害対応業務を正確に反映

④ 計画改定のポイント

計画の構成変更

- 人的支援について，計画上のつながりが分かるよう章立てを再構成する。
- 受援シートについては，計画本編ではなく，別冊として計画と一体のものとして整理することにより，業務継続計画の改定や職員アクションプランの改定に応じて，常に最新の状態となるよう整理する。

災害時受援計画計画（現行）

- 第1章　総論
- 第2章　受援体制の整備
- 第3章　災害時の応援職員の受入れ
- 第4章　物的支援の受入れ
- 第5章　受援対象業務
- 第6章　応援団体別の受援体制
- 第7章　災害ボランティアの受入れ
- 第8章　受援力向上に向けた長期的な取り組み
- 第9章　受援シート

第6章に移動

災害時受援計画（改定案）

- 第1章　総論
- 第2章　受援体制の整備
- 第3章　人的支援の受入れ
- 第4章　受援対象業務
- 第5章　応援団体別の受援体制
- 第6章　物的支援の受入れ
- 第7章　災害ボランティアの受入れ
- 第8章　受援力向上に向けた長期的な取り組み
- 別冊　受援シート

自治体に限らず，専門職支援なども想定されることから，名称を変更

物的支援を第6章に移動し，人的支援に関する内容の連続性を確保

計画の柔軟性を確保するため，別冊として再整理

④ 計画改定のポイント

受援体制の変更

災害対策本部の見直しに応じた受援体制の変更

- 市の防災体制強化に伴い災害対策本部総合調整室に受援調整班を設置
- また，各受援対象業務ごとに受援対象担当窓口を設置

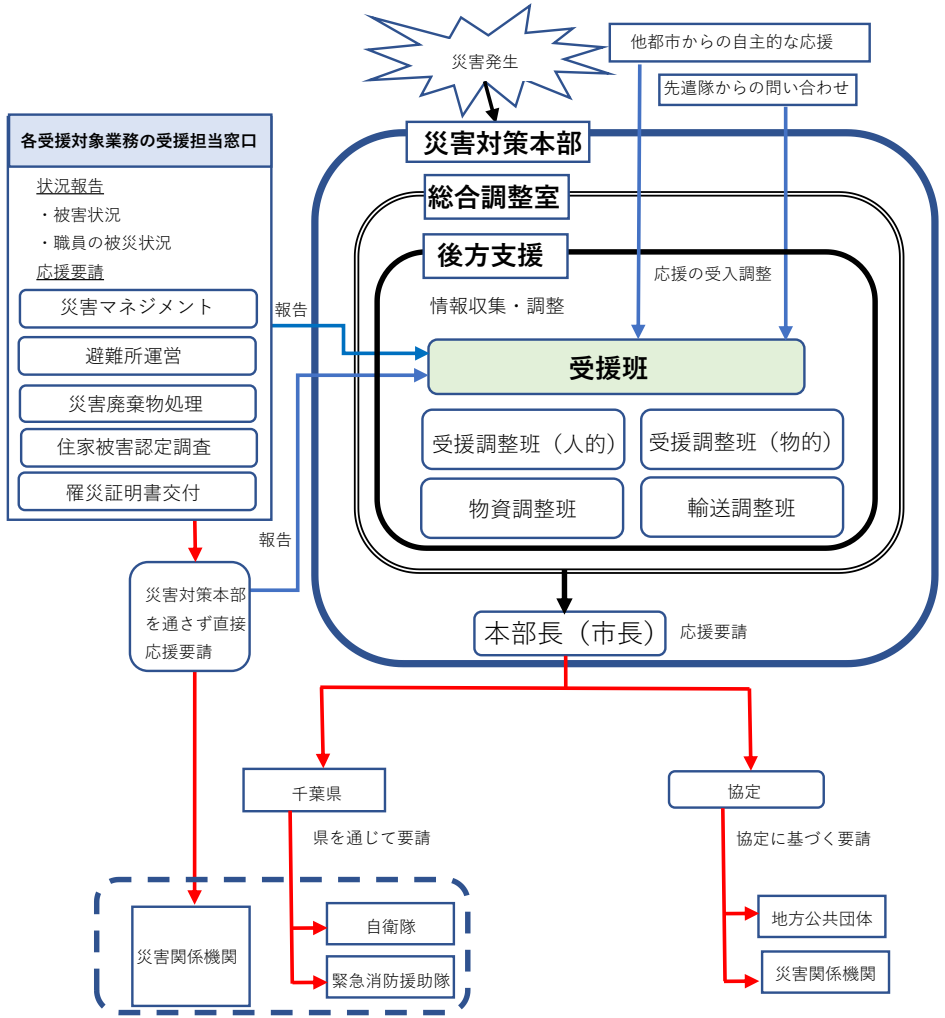
受援班（全体調整窓口）の役割

①総合窓口・全体調整	応援自治体や物資供給元との連絡調整 全庁の受援体制の統括
②ニーズ把握と要請	各部から応援ニーズの取りまとめ 外部への応援要請方針の調整
③受付・情報管理	応援の受付・記録・管理 調達資源の見積もり・整理
④活動環境の整備・支援	応援職員の活動支援 物資集積・物流拠点の環境を整備。

各受援対象業務の受援担当者の役割

①ニーズ把握と整理	担当業務の受援必要数を把握・整理
②受援班との連絡調整	ニーズや受入れ状況を受援班へ報告・連絡
③応援側との直接調整	応援自治体と、受入れについて調整
④現場での環境整備	現場でスムーズに受け入れるための実務・環境整備

≪受援調整班の設置イメージ≫



熊本市受援計画から引用
※柏市の体制にあわせ微修正予定

④ 計画改定のポイント

受援対象業務の見直し

- 国の手引きの改訂内容や令和6年能登半島地震等の支援受け入れ状況を参考に受援対象業務を再整理
- 大規模災害時には人的資源が不足する業務や，専門的人材の支援が必要と想定される業務を中心に受援対象業務の見直しを想定

国の手引きの改訂

令和6年改訂により下線の業務が新たに追加

国の手引き記載の受援対象業務
1.災害マネジメント
2.避難所運営
3.支援物資に係る業務
4.災害廃棄物の処理
5-1.住家の被害認定調査
5-2.罹災証明書の交付
6.被災者支援・相談業務
7.公共土木施設災害応急対策（被災状況調査等）

市の改定内容への反映

・加えて，人的資源や専門的人材が必要な業務を追加

受援対象業務	対象業務の具体例
1. 災害対策本部運営	災害対策本部の運営，コールセンターの運営
2. 避難所の運営・福祉支援	避難所の運営，要配慮者支援，心のケア
3. 物資・物流	物資集積場所の管理，支援物資の運搬
4. 建物・宅地等の応急危険度判定	被災宅地応急危険度判定，被災建築物応急危険度判定
5. 被害認定調査・被災者生活再建支援	住家被害認定調査，罹災証明書発行業務，被災者生活再建支援金等の受付
6. 住宅・インフラ応急復旧	応急仮設住宅等の供与・管理，住宅の応急修理，上水道・下水道施設の応急復旧
7. 保健・医療 （専門的人材の支援必要）	救護所の運営，保健師等の避難所巡回
8. 環境・衛生	災害廃棄物の処理，し尿等収集・仮設トイレ対応，遺体の収容・安置，動物救護
9.応急給水 （人的資源が不足する可能性）	応急給水

④ 計画改定のポイント

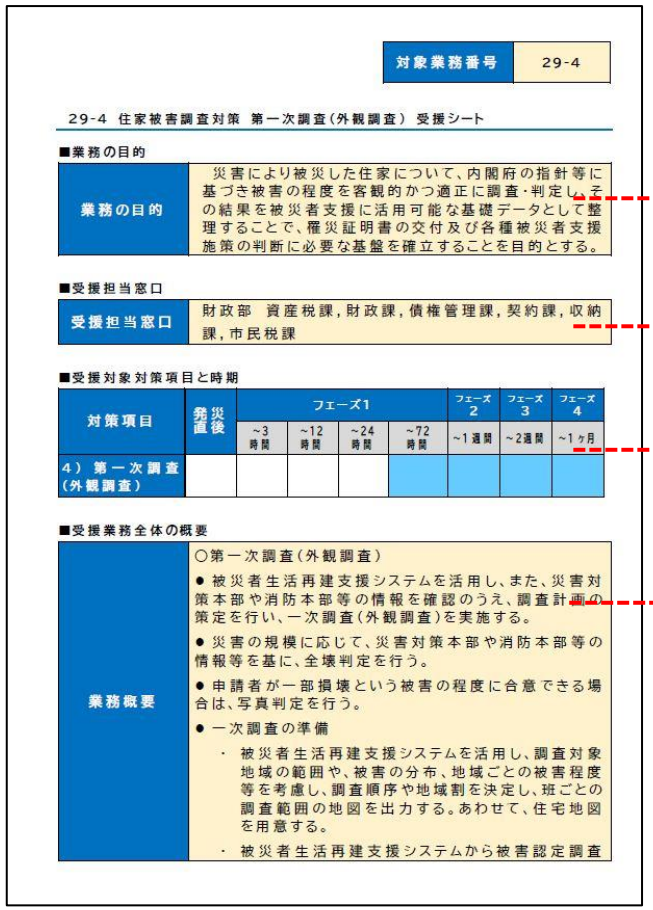
受援対象業務の見直し

つづくを、つなぐ。

受援シートの反映

- 受援シートと職員アクションプランの連動性を確保し，市の災害対応業務を正確に反映
- 応援自治体職員に，柏市における災害対応業務の事前理解を促進し，円滑，迅速な災害対応業務に結びつける

受援シート(1/2)



対象業務番号 29-4

29-4 住家被害調査対策 第一次調査(外観調査) 受援シート

■業務の目的

業務の目的	災害により被災した住家について、内閣府の指針等に基づき被害の程度を客観的かつ適正に調査・判定し、その結果を被災者支援に活用可能な基礎データとして整理することで、罹災証明書の交付及び各種被災者支援施策の判断に必要な基盤を確立することを目的とする。

■受援担当窓口

受援担当窓口	財政部 資産税課，財政課，債権管理課，契約課，収納課，市民税課

■受援対象対策項目と時期

対策項目	発災直後	フェーズ1 ~3時間	~12時間	~24時間	~72時間	フェーズ2 ~1週間	フェーズ3 ~2週間	フェーズ4 ~1ヶ月
4）第一次調査(外観調査)								

■受援業務全体の概要

業務概要	○第一次調査(外観調査) ● 被災者生活再建支援システムを活用し、また、災害対策本部や消防本部等の情報を確認のうえ、調査計画の策定を行い、一次調査(外観調査)を実施する。 ● 災害の規模に応じて、災害対策本部や消防本部等の情報等を基に、全壊判定を行う。 ● 申請者が一部損壊という被害の程度に合意できる場合は、写真判定を行う。 ● 一次調査の準備 ・ 被災者生活再建支援システムを活用し、調査対象地域の範囲や、被害の分布、地域ごとの被害程度等を考慮し、調査順序や地域割を決定し、班ごとの調査範囲の地図を出力する。あわせて、住宅地図を用意する。 ・ 被災者生活再建支援システムから被害認定調査

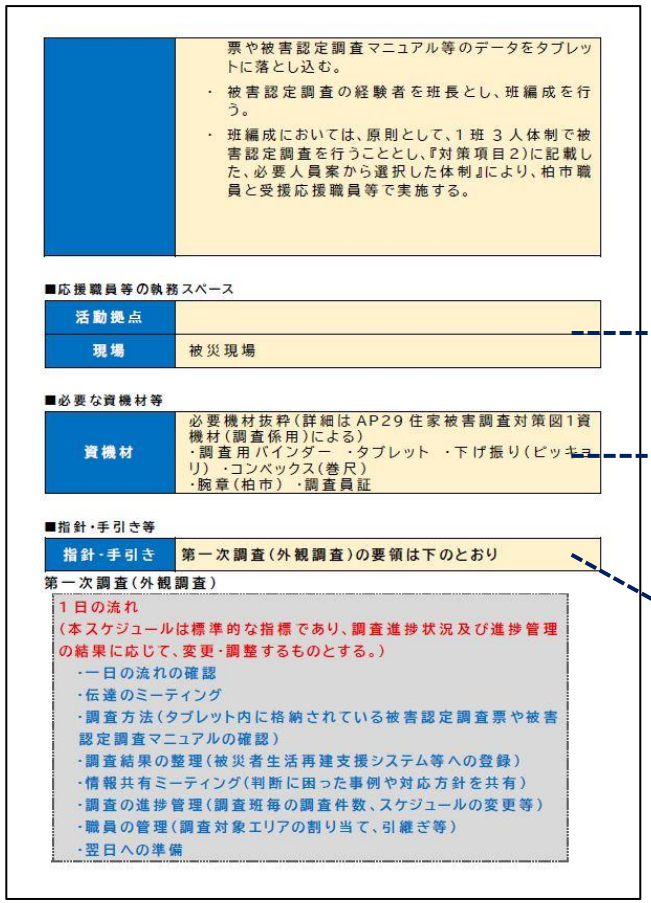
業務全体の目的を記載

受援受入れを担当する部署を記載

受援対象対策項目の実施時期を着色で記載

受援業務の概要を記載

受援シート(2/2)



票や被害認定調査マニュアル等のデータをタブレットに落とし込む。
・ 被害認定調査の経験者を班長とし、班編成を行う。
・ 班編成においては、原則として、1班3人体制で被害認定調査を行うこととし、『対策項目2)に記載した、必要人員案から選択した体制』により、柏市職員と受援応援職員等で実施する。

■応援職員等の執務スペース

活動拠点	
現場	被災現場

■必要な資機材等

資機材	必要機材抜粋(詳細はAP29住家被害調査対策図1資機材(調査係用)による) ・調査用バインダー ・タブレット ・下げ振り(ビッキョリ) ・コンベックス(巻尺) ・腕章(柏市) ・調査員証

■指針・手引き等

指針・手引き	第一次調査(外観調査)の要領は下のとおり

第一次調査(外観調査)

1日の流れ
(本スケジュールは標準的な指標であり、調査進捗状況及び進捗管理の結果に応じて、変更・調整するものとする。)
・一日の流れの確認
・伝達のミーティング
・調査方法(タブレット内に格納されている被害認定調査票や被害認定調査マニュアルの確認)
・調査結果の整理(被災者生活再建支援システム等への登録)
・情報共有ミーティング(判断に困った事例や対応方針を共有)
・調査の進捗管理(調査班毎の調査件数、スケジュールの変更等)
・職員の管理(調査対象エリアの割り当て、引継ぎ等)
・翌日への準備

応援職員の活動拠点や現場作業がある場合は，その旨を記載

受援対象業務の実施に必要な資機材を記載
※相手方の準備有無に関わらず記載

応援職員が事前に準備ができるよう
指針・手引き，業務要領等を記載

赤字…職員アクションプランと同記載の項目
青字…受援計画のみに記載の項目

≪参考≫令和8年台風25号　被災地支援の状況

- 令和8年台風25号において甚大な被害を受けた佐倉市へ職員派遣を実施
- 被災地支援の経験等も，随時「職員アクションプラン」や「受援シート」に反映していくことで，いつ被災しても，スムーズに応援の受入れができる環境を構築していく

派遣概要

派遣先自治体	千葉県佐倉市（市役所・市内被災現地）
派遣体制	４日間　延べ３２人
主な支援業務	① 罹災証明書申請受付支援 ② 住家被害認定等調査支援

被害認定調査業務の状況

2人1班体制でプッシュ方式による調査



佐倉市＋応援自治体合同での説明会



業務概要

1. 配布資料の事前準備

調査時にチラシを数枚配布したが，現地で１枚ずつ配布することに手間がかかったため，出発前に配布用としてセットしてから出発すれば調査時間の短縮につながる。

2. プッシュ方式による被害調査

1班2名から3名編成による12班体制

班ごとに割り当てられた地区ごとに罹災証明申請の有無関係なく，住家（一般住宅，アパート1階の世帯）すべてを訪問する。

調査の説明を行い，調査の希望があれば調査を行う。

不在の場合は連絡票，罹災証明申請案内，支援案内のチラシを投函する。

3. 調査方法

住家被害調査は1次調査で実施。

住民への聞き取りを行い，浸水痕を確認。

①住宅地図と表札，②家屋全景，③メジャーをあてた浸水痕（近影），

④ ③の全景の4枚をタブレットで撮影

調査結果をタブレットに入力

4. 罹災証明及び支援等の案内

罹災証明の発行についての説明

ごみ出し・ボランティア等の支援についてのチラシ等印刷物を配布

⑤ 今後のスケジュール

令和8年10月22日　第1回防災会議
　―災害時受援計画改定案の審議

令和8年11月上旬～12月上旬
　―パブリックコメントの実施

令和9年1月下旬　第2回防災会議
　―パブリックコメントの意見を踏まえた計画改定案の審議

令和9年度～
　―柏市業務継続計画（地震編）の改定や職員のアクションプランの更新に応じて受援シートを更新